

○財務省告示第三十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年一月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年二月七日

財務大臣 野田 佳彦

- | | | | |
|-------------------------------|--|---|--------|
| 一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第九十三回） | 二 発行の根拠
平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条 | 三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札と発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる | 四 発行方法 |
|-------------------------------|--|---|--------|

十 十
三 二

十 一
ロ イ

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争 発 競 価
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格

(二)

は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
外 し は 者 に 一 額 よ に 座 も 係 発
国 た 、 又 お た に り つ に の る 行
法 金 前 は い だ 百 算 い 記 と 所 時
人 額 記 外 て し 分 出 て 載 し 得 に
が に (一) 国 取 、 の し は 又 て 税 お
適 当 の 法 得 当 二 た 、 は 振 が い
用 該 算 人 す 該 十 金 前 記 替 源 て
を 非 式 で る 国 を 額 記 録 口 泉 、
受 居 に あ 者 債 乗 か (一) さ 座 徴 そ
け 住 よ る が を じ ら の れ 簿 収 の
る 者 り 場 非 発 た 当 算 る 中 さ 利
所 又 算 合 居 行 金 該 式 も の れ 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5 \times 32}{100 \times 365}$$

(一) 年

む 十 式 は ○
も 号 に 、 募 ・
の に よ 払 入 五
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 一
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

額 上 額
面 の 面
金 そ 金
額 れ 額
百 ぞ 百
円 れ 円
に の に
つ 応 つ
き 募 き
百 価 百
円 格 円
三 二
銭 銭
以

十四 初期利子

得税の税率を乗じた金額を
控除することができ。平
成二十三年六月二十日支
払金とし、次の算式により
算出した金額を支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号におい
て規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十七年十二月二十日

十七 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十八 元利支

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十三年一月二十一日